## 第53号議案

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 制定の件

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成29年加東市条例第3号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加東市病院事業職員の給与等の種類及び基準に関する条例

第1条中「給与」の右に「及び費用弁償」を加える。

第2条第1項中「昭和25年法律第261号)」の右に「第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)、同法」を加え、「臨時的任用職員を除く。以下」を「以下「短時間勤務職員」という。)(以下これらの者を」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が指定する職員に対しては支給しない。

第22条の見出しを「(パートタイム会計年度任用職員の給与等)」に改め、同条中「職員以外のもの」を「パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。)」に、「範囲内で給与」を「範囲内で報酬、期末手当及び費用弁償」に改める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外等)

第23条 第4条から第6条まで、第8条、第9条、第15条、第16条及び第18条の規

定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第53号議案 要旨

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(要旨)

## 1 改正理由

- (1) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第80号)の施行により、令和2年4月1日から適用される同法の改正規定に準じ、病院事業職員の扶養手当の規定を改正するものである。
- (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行により、一般職非常勤職員として位置づけられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、病院事業職員の会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、所要の改正を行うものである。

## 2 改正内容

- (1) 一定以上の給与水準のある者への扶養手当の支給を制限すること。(第5条関係)
- (2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めること。(第1条、第2条、第2 2条及び第23条関係)
- 3 施行期日 令和2年4月1日

			新	Iβ	>
	現	行	τ <del>¯</del>		
加東市病	院事業職員の	給与の種類及	び基準に関	関する条例	_
(目的)					
第1条 この条	例は、地方公営	営企業法(昭和	27年法律	津第292号	, ·
以下「法」とい	ハう。) 第38	8条第4項の対	規定に基づ	うき、病院事業	業
の企業職員の	給与	の種類及	び基準を気	主めることを	
目的とする。					
(給与の種類)	)				
第2条 病院事	業の企業職員	で、常時勤務を	を要するも	の及び地方:	公
務員法(昭和	25年法律第	261号)_			
	第28条	の5第1項又	は第28多	条の6第2項	ĺ
に規定する短	時間勤務の職	を占めるもの	(臨時的信	壬用職員を除	<u> </u>
<u>く。以下</u>		「職員」	という。)	の給与の種類	頗
は、給料及び	手当とする。				
2 · 3 (略)					
(扶養手当)					
第5条 扶養手	当は、扶養親	族のある職員	に対してま	支給する。_	
					_
					_

改正案

加東市病院事業職員の給与等の種類及び基準に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。 以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、病院事業 の企業職員の給与及び費用弁償の種類及び基準を定めることを 目的とする。

(給与の種類)

昭

表

- 第2条 病院事業の企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)、同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「短時間勤務職員」という。)(以下これらの者を「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。
- 2 · 3 (略)

(扶養手当)

- 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する</u> 扶養親族に係る扶養手当は、管理者が指定する職員に対しては支 給しない。
- 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主

として当該職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る弟妹
- (6) 重度心身障害者

(臨時的任用職員の給与 )

第22条 病院事業の企業職員で職員以外のもの

\_\_\_には、職員の給与との均衡を考慮し、予算の<u>範囲内で給与</u> を支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第23条 (略)

(委任)

として当該職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

(パートタイム会計年度任用職員の給与等)

第22条 病院事業の企業職員でパートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう 。)には、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で報酬、

期末手当及び費用弁償を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外等)

第23条 第4条から第6条まで、第8条、第9条、第15条、第 16条及び第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には 適用しない。

(再任用職員についての適用除外)

第24条 (略)

(委任)

<u>第24条</u> (略)	第25条	(略)